

福祉車両貸与事業の 内容が変わりました

本宮市社会福祉協議会の福祉車両貸与事業をご利用いただきありがとうございます。

この度、当会では平成30年7月1日より、福祉車両貸与要綱を改正し、貸与条件等が変わることとなりましたのでお知らせいたします。

ご利用いただく方に安全に運行していただくための変更とともに、車両の維持費・燃料費の上昇を受けて燃料費を改定させていただくに至りました。

その他、主な変更点は下記のとおりです。何卒、ご了承くださいますようお願い致します。

主な変更

1. 貸与条件について

- (1) 申請書等の様式が変わりました。
- (2) 団体への貸付を廃止しました。

2. 利用できる地域の制限・距離の制限について

- (1) 運行できる地域は、原則として本宮市、大玉村、二本松市、福島市、郡山市の地域内とします。
- (2) 高速道路の利用はできません。

3. 利用料について

- (1) 利用料は無料ですが、燃料費については20円/kmから25円/kmへ増額となります。

4. その他、ご利用の注意について

- (1) 1日の走行距離は100km以内とします。
- (2) 満70歳以上の運転者は、高齢運転者標識（もみじマーク）をつけて運転してください。
- (3) 借受中に起こった事故については、貸与の許可を受けた者又は運転者が全責任を負うものとします。ただし、本会に責があるものについてはこの限りではありません。

その他、詳しくは裏面をご覧ください。



お問い合わせ

本宮市社会福祉協議会
本宮市本宮字千代田 60-1(えぼか内)
TEL(0243)33-2006/FAX(0243)33-5260

福祉車両の貸し出しについて

1. 貸与車両

- (1) 車いす搭載車：三菱ミニキャブ（軽自動車） 4WD AT車 乗車定員 4 人
- (2) 車いす搭載車：スバルサンバー（軽自動車） 4WD AT車 乗車定員 4 人
- (3) リフトアップ車：スバルサンバー（軽自動車） 4WD AT車 乗車定員 4 人

2. 利用対象者及び貸与者の範囲

- (1) 本宮市に住所を有する要介護者（本宮市内に入院、入所している者を含む）
- (2) 要介護者の家族又は親族で、本宮市に住所を有する者
- (3) その他会長が必要と認める者

3. 利用目的

- (1) 医療機関及び公的機関への外出
- (2) 冠婚葬祭のための外出
- (3) 買い物、行楽等のための外出
- (4) その他会長が貸出理由として適当と認める外出

4. 利用できる地域

福祉車両の利用できる地域は、原則として本宮市、大玉村、二本松市、郡山市、福島市の地域とします。（高速道路を通行する利用は認められません）

5. 利用料等

福祉車両の利用料は無料です。ただし、走行距離 1 キロメートルあたり 2 5 円の燃料費をご負担いただきます。

6. 貸与の期間等

- (1) 福祉車両の貸与期間は、原則として 3 日以内とします。
- (2) 福祉車両の貸与時間は、原則として本会の就業時間内（午前 8 時 30 分から午後 5 時 1 5 分まで）とします。

7. 貸与の許可申請

福祉車両の貸与を受けたいときは、3 日前までに、福祉車両貸与許可申請書兼誓約書（様式第 1 号）に福祉車両を運転する方の自動車運転免許証の写しを添えて、社協窓口でお申し込みください。

8. 借受け及び返却

福祉車両の貸与を受けるときは、福祉車両の保管場所（本宮市民元気いきいき応援プラザ「えぽか」）まで借受けに来てください。

9. 遵守事項

- (1) 福祉車両の運転は、許可を受けた運転手のみです。（ただし、運行途上の怪我または疾病等により、やむを得ない場合はこの限りではありません。）
- (2) 道路交通法を遵守し、安全運転を心がけてください。
- (3) 1 日あたりの運行距離は、原則として 1 0 0 キロメートル以内とし、適時休息をとる等して、運転者・要介護者等の体調に留意してください。
- (4) 満 7 0 歳以上の運転者は、高齢運転者標識をつけて運転してください。
- (5) その他、健康上等、運転に支障がない状態で運行してください。

10. 事故報告及び事故責任

- (1) 事故が発生した場合は、直ちに運行を中止して法令上の措置をとるとともに、本会に連絡して指示に従ってください。
- (2) 借受中に起こった事故については、貸与の許可を受けた者又は運転者が全責任を負うものとします。ただし、本会に責があるものについてはこの限りではありません。
- (3) 事故に関して、貸与の許可を受けた者は、事故報告書（様式第 4 号）により、本会に報告してください。
- (4) 本会は、事故に関し、貸与の許可を受けた者又は運転者に故意または重大なる過失がある場合を除き、運転者及び同乗者並びに被害者に対する損害賠償については、本会が加入する保険で認められる範囲内で行います。
- (5) 交通事故以外で福祉車両をき損、又は亡失したときは、原状に復するか、又は本会に対し損害を賠償していただきます。